

執筆者:

[E-mail](#) [角田 龍哉](#)[E-mail](#) [福島 淳央](#)[E-mail](#) [水口 敦喜](#)

1 デジタル市場法の概要

デジタル市場法(Digital Markets Act、以下「DMA」といいます。)¹は、デジタルサービスを提供する巨大企業を規制するため、2022年7月18日に制定されたEUの法律であり、今後、日本企業のEUにおける取引環境や日本の政策動向等に影響を与える可能性があります。また、DMAは、同時期に審議されたデジタルサービス法案(Digital Services Act。こちらの詳細については、当事務所の2022年8月25日付けニュースレター「デジタルサービス法案(Digital Services Act)の概要及び日本への影響」をご参照²。)と併せて、オープンで競争的なデジタル社会を規律する役割を期待されている点でも注目されます。

EUでは、いわゆるBig Techと呼ばれる大手デジタルプラットフォーム事業者の単独行為や企業結合に対して、既存のEU競争法に基づき様々な審査や執行等が試みられてきた一方で、デジタル市場を十分効果的に規律できていないのではないかと懸念が示されていました。そこで、2019年3月、欧州委員会からの委託を受け、競争法や経済学の研究者のほか、データサイエンティストらによるデジタル経済における競争政策の在り方に関する報告書³が公表され、2020年7月からは、オンライン仲介サービス提供事業者又は検索エンジン運営者を適用対象にしたオンラインプラットフォームサービスの透明性・公正性促進規則⁴(いわゆるP2B規則)が施行され、同規則に基づき設置された15名の専門家から成るオンラインプラットフォーム経済監視委員会による様々な検証も進んでいました⁵。

そうした中で、さらに2020年9月には、現行のEU競争法とは異なり、支配的地位の存在を認定せずに構造的な措置を含む是正措置を執ることを可能とする新たな競争ツール(New Competition Tool)の導入に向けた意見募集手続が実施され⁶、2020年12月、欧州委員会から、その流れを汲んだDMAの提案がなされました⁷。最終的には、DMAは、2022年7月5日にその修正案が採択された後、2022年7月18日、閣僚理事会も同修正案を採択したことで、法律として成立するに至りました⁸。

このDMAの中では、「コアプラットフォームサービス」と呼ばれる一定のデジタルサービスは、限界費用が低廉で、規模の経済やネットワーク効果等の恩恵を受けやすいという特徴を有するために、そうしたコアプラットフォームサービスを提供する一部の巨大企業がデジタル市場を支配し、ユーザーはその使用を余儀なくされてしまうことへの懸念が示されています。また、その結果、巨大企業が、自己の優位性を利用した不公正な行為をすることを可能にしてしまい、新規参入が困難な状況が固定化されること

1 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-17-2022-INIT/en/pdf>

2 https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe_220825.html

3 <https://ec.europa.eu/competition/publications/reports/kd0419345enn.pdf>

4 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R1150>

5 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/eu-observatory-online-platform-economy>

6 <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12416-New-competition-tool>

7 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2020%3A842%3AFIN>

8 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/07/18/dma-council-gives-final-approval-to-new-rules-for-fair-competition-online/>

への懸念も示されています⁹。そこで、DMA は、こうした懸念に対処するべく、EU 競争法及び P2B 規則を補完する「事前規制」として、デジタルセクター市場への参入障壁が高くなりコンテストビリティが損なわれることを防ぎ、また、プラットフォーム間やプラットフォーム上の公正な競争を促進することを目的として、一定の巨大企業に対して義務を課すこととしています¹⁰。

2 規制対象となるサービス

DMA は、①欧州委員会によって「ゲートキーパー」として指定を受けた事業者が、その拠点の所在や住所、及びサービス提供に対して適用がある法令にかかわらず、②EU 域内に拠点を有するビジネスユーザー、又は EU 域内に拠点を有するか所在するエンドユーザーに対して提供する、③「コアプラットフォームサービス」と呼ばれる一定のサービスに適用されます¹¹。

「コアプラットフォームサービス」¹²とは、具体的には、(a)オンライン仲介サービス(オンラインモール、アプリストア等)、(b)オンライン検索エンジン、(c)オンラインソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、(d)動画共有プラットフォームサービス、(e)番号非依存型個人間コミュニケーションサービス、(f)オペレーティングシステム(OS)、(g)ウェブブラウザ、(h)仮想アシスタント¹³、(i)クラウドコンピューティングサービス、又は(j)オンライン広告サービスを指します。

そして、コアプラットフォームサービスを提供している事業者は、下表の(a)から(c)までに記載された全ての要件を充足する場合には、欧州委員会から「ゲートキーパー」として指定され、DMA の適用対象となり得ることになります¹⁴。下表の右列記載の定量的基準に該当する場合には、下表左列記載の各要件の該当性が推定され、これを潜脱するような行為は禁止されます¹⁵。なお、この指定は、3年ごとに見直しの対象となります¹⁶。

	ゲートキーパー指定を受け得る要件	要件充足を推定させる定量的基準
(a)	EU 域内市場に重大な影響をもたらすこと	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年の会計年度において、75億ユーロ以上の年間EU域内売上高を達成した、又は 前会計年度において、平均時価総額かこれに相当する公正な市場価値が少なくとも750億ユーロに達していた のいずれかにあたり、かつ、同じコアプラットフォームサービスを3つ以上のEU加盟国において提供していたこと
(b)	ビジネスユーザーがエンドユーザーにリーチするための重要なゲートウェイとなるコアプラットフォームサービスを提供していること	前会計年度において、 <ul style="list-style-type: none"> EU域内に設立され又は所在している月間アクティブエンドユーザーを4,500万人以上有し、かつ、 EU域内に設立されている年間アクティブビジネスユーザーを10,000企業以上有している

⁹ 前文(2)-(4)。

¹⁰ 前文(5)-(7)、(10)-(11)、(32)、1条1項。EU競争法のうち、市場において大きな地位を有する事業者が単独で行う行為を規制するTFEU 102条は、あくまでも特定の市場で市場支配的地位を有することが要件となり、そのような地位を得るに至らない者による行為(企業結合規制の文脈では、Significantly Impede Effective Competitionと呼ばれるような状況等)には介入できないという課題が長年指摘されてきました。

¹¹ 前文(29)、1条2項。ただし、電子通信ネットワークや(番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを除く)電子通信サービスに関する市場には適用されません(1条3項)。

¹² 2条2項。

¹³ 2条12項。仮想アシスタントとは、音声等に基づく要求・作業・質問を処理して、他のサービスへのアクセスや物理的装置のコントロールを可能にするものを指し、欧州委員会の当初提案以降に新たに法案に追加されました。

¹⁴ 3条1項。

¹⁵ 前文(21)、(23)、3条2項、13条1項・2項。

¹⁶ 4条2項。

		コアプラットフォームサービスを提供していること ¹⁷
(c)	その事業において、確立された永続的な地位を享受しているか、近い将来に享受すると予見されること	過去3年の会計年度のいずれにおいても上記(b)の定量的基準に該当していること

ただし、非商業的な目的において行われる協業プロジェクト等はコアプラットフォームサービスに該当しません¹⁸。

3 ゲートキーパーに課される義務

ゲートキーパーとして指定された事業者は、以下のような義務を遵守する必要があり、その遵守を妨げるような措置を講じることは禁止されます¹⁹。

なお、2023年第1四半期を目途に、これらの義務に関する具体的な実施法行為(implementing act)を採択することが予定されています²⁰。

また、ゲートキーパーに指定されてから6ヶ月以内に、ゲートキーパーは、下記(1)から(3)までの義務の遵守を確保するために講じた措置について詳細かつ透明な形で記載した報告書を欧州委員会に対し提出する必要があります²¹。さらに、機密情報を含まない報告書の要約を欧州委員会に提供して公開した上で、年1回以上更新する必要もあります。欧州委員会は、そのウェブサイト上で当該要約へのリンクを提供します²²。

加えて、欧州委員会は、下記(1)から(3)までの義務によって対処される行為と同様に、不公正な行為又はコアプラットフォームサービスのコンテストビリティを制限する行為に対処するため、市場調査に基づいて委任法行為(delegated act)を採択し、DMAに規定された範囲で、対応する条項を補完する権限を有します²³。

(1) 5条の定める義務

まず、ゲートキーパーとして指定された事業者は、欧州委員会から、ゲートキーパーとしての指定の際に、個別に重要なゲートウェイとしての機能を有するとして列挙された、当該事業者の提供するコアプラットフォームサービスに関して²⁴、次の義務が課せられ得ることになります²⁵。

規制概要	義務の内容
個人データの結合等の禁止 ²⁶	EU一般データ保護規則(GDPR)の要件を満たすエンドユーザーの同意の取得及び具体的な選択肢の提示なしに、以下のいずれかの行為をしてはならない:

¹⁷ DMAの別表に、コアプラットフォームサービスの種類ごとにアクティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーの算定方法が規定されており、欧州委員会は適宜これを修正する権限や、定量的基準の該当性を判別する方法を具体化する権限を有しています(前文(20)、(22)、3条6項・7項)。

¹⁸ 前文(2)。

¹⁹ 13条3項・7項。

²⁰ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13540-Digital-Markets-Act-implementing-provisions_en

²¹ 11条1項。

²² 11条2項。

²³ 前文(77)-(79)、12条1項・3項・4項。

²⁴ 3条9項・10項。

²⁵ 5条1項。

²⁶ 前文(36)-(37)、5条2項。なお、エンドユーザーが、ゲートキーパーに直接同意を与えることができない場合には、例外的に、サードパーティのサービスを通じて、ゲートキーパーがオンライン広告サービスを提供する目的で個人データを処理することを可能にする同意を与えることも可能とされている。

	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告サービスを提供する目的で、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを使用するサードパーティのサービスを利用しているエンドユーザーの個人データを処理すること コアプラットフォームサービスから得られる個人データと、当該ゲートキーパーが提供する他のサービスから得られる個人データ又はサードパーティのサービスから得られる個人データとを結合すること コアプラットフォームサービスから得られる個人データを当該ゲートキーパーが別途提供する他のサービスにおいて相互に利用すること(逆も同様) 個人データを結合するために、エンドユーザーを当該ゲートキーパーの他のサービスにサインインさせること
販売チャネル制限の禁止 ²⁷	ビジネスユーザーが、同一の商品・サービスについて、エンドユーザーに対して、当該ゲートキーパーのオンライン仲介サービス上で提供するのと異なる価格や取引条件で、他の販売チャネル(サードパーティのオンライン仲介サービス、又は当該ビジネスユーザー自身のオンライン販売チャネル)を通じて提供することを妨げてはならないこと
ビジネスユーザーによるプラットフォーム外取引の許容 ²⁸	ビジネスユーザーが、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスや他の販売チャネルを通じて獲得したエンドユーザーとの間で、当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用するか否かにかかわらず、無償で、連絡及び宣伝を行い、契約を締結することを許容すること
エンドユーザーによるプラットフォーム外アクセス・利用の許容 ²⁹	エンドユーザーが、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用せずに、関連するビジネスユーザーから取得したコンテンツ、サブスクリプション等について、コアプラットフォームサービス上でアクセス・利用することを許容すること
公的機関への苦情申立ての制限の禁止 ³⁰	ビジネスユーザー又はエンドユーザーがゲートキーパーの EU 法・加盟国法の不遵守について管轄当局(国内裁判所を含む)に異議を申し立てることを制限してはならないこと
附属サービスの利用強制の禁止 ³¹	<ul style="list-style-type: none"> コアプラットフォームサービスを利用したビジネスユーザーによって提供されるサービスに関連して、エンドユーザーに対して、ゲートキーパーの ID サービス、ウェブブラウザ、決済サービスの提供をサポートする技術サービス(アプリ内課金等)等の利用を要求してはならないこと コアプラットフォームサービスを利用したビジネスユーザーによって提供されるサービスに関連して、ビジネスユーザーに対して、ゲートキーパーの ID サービス、ウェブブラウザ、決済サービスの提供をサポートする技術サービス(アプリ内課金等)等の利用、提供又は相互運用を要求してはならないこと
他のコアプラットフォームサービスの利用強制の禁止 ³²	コアプラットフォームサービスの利用やアクセス等の条件として、ビジネスユーザー又はエンドユーザーに対して、同じゲートキーパーの提供する他のコアプラットフォームサービスのサブスクリプションや登録を求めてはならないこと
広告主に対する情報提供 ³³	各広告主又は広告主から権限を付与されたサードパーティに対し、その求めに応じて、無償で、各広告に関して、日次ベースでの以下の情報を提供すること: <ul style="list-style-type: none"> 広告主が支払う広告料及び手数料

²⁷ 5条3項。

²⁸ 前文(39)-(40)、5条4項。

²⁹ 前文(41)、5条5項。

³⁰ 前文(42)、5条6項。

³¹ 前文(43)、5条7項。

³² 前文(44)、5条8項。

³³ 前文(45)、5条9項。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 媒体社が受領する報酬(又は媒体社が同意しない場合は日次の平均額) ・ 上記に関するメトリクス
媒体社に対する情報提供 ³⁴	<p>各媒体社又は媒体社から権限を付与されたサードパーティに対し、その求めに応じて、無償で、各広告に関して、日次ベースでの以下の情報を提供すること:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 媒体社が受領する報酬及び支払う手数料 ・ 広告主が支払う広告料(広告主が同意しない場合は日次の平均額) ・ 上記に関するメトリクス

(2) 6条の定める義務

次に、ゲートキーパーは、上記のとおりゲートキーパーの指定の際に、欧州委員会により列挙されたコアプラットフォームサービスに関して、以下の義務も負い得ることになりますが³⁵、その具体的な遵守方法については、ゲートキーパーによる一定の関与の下、欧州委員会が更に具体化することができるとされています³⁶。

規制概要	義務の内容
競争のための非公開データの利用禁止 ³⁷	コアプラットフォームサービス等の利用に関連してビジネスユーザーが生成・提供した非公開データ(当該ビジネスユーザーの消費者により生成・提供されたデータを含む。)を当該ビジネスユーザーとの競争において利用してはならない
アプリのアンインストール、OS等のデフォルト設定変更の容易化 ³⁸	<p>エンドユーザーが次の行為を行うことを許容し、かつ、技術的に容易に行えるようにすること:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパーのOS上からのアプリのアンインストール(OSやデバイスを機能させるために不可欠で、かつ、サードパーティがスタンドアロンでは技術的に提供できないソフトウェアアプリのアンインストールは除く。) ・ ゲートキーパーにより提供される商品・サービスにエンドユーザーを誘導するようなOS、仮想アシスタント、又はウェブブラウザのデフォルト設定の変更
アプリのインストールの容易化 ³⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンドユーザーが、ゲートキーパーのOS上で、当該OSを利用等するサードパーティ製アプリやアプリストアをインストールし、実効的に利用することを許容し、かつ、技術的に容易に行えるようにするとともに、当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービス以外の手段によってそれらにアクセスすることを許容すること ・ 該当する場合、エンドユーザーがダウンロードしたアプリやアプリストアが当該エンドユーザーに対してそのデフォルトとして設定することを希望するか決定するよう促すことを妨げてはならないこと ・ ダウンロードしたアプリやアプリストアをそのデフォルトとして設定すると決定したエンド

³⁴ 前文(45)、5条10項。

³⁵ 6条1項。

³⁶ 8条2項・3項・5項・6項。

³⁷ 前文(46)-(48)、6条2項。

³⁸ 前文(49)、6条3項。

³⁹ 前文(50)、6条4項。

	ユーザーが、技術的に、そのような変更を容易に実行できるようにすること ⁴⁰
ランキングにおける自己優遇の禁止 ⁴¹	ゲートキーパーのサービスや商品を類似のサードパーティのサービスや商品よりも優遇してランキングしてはならず、透明で、公正で、かつ非差別的な条件を当該ランキングに適用すること
ソフトウェア間スイッチングの制限の禁止 ⁴²	コアプラットフォームサービスを利用してアクセスされる、ソフトウェアアプリケーションやサービスをエンドユーザーが切り替えることを制限してはならないこと
相互運用性の確保 ⁴³	<ul style="list-style-type: none"> サービスやハードウェアの提供者に対し、ゲートキーパーの提供するサービスやハードウェアが利用可能な OS 又は仮想アシスタント上のハードウェア・ソフトウェアの機能について、無償で実効的な相互運用を許容すること ビジネスユーザー及びサービスの提供者に対し、ゲートキーパーが利用可能な OS、又はハードウェア・ソフトウェアの機能について、無償で実効的な相互運用を許容すること⁴⁴
パフォーマンス測定ツール提供 ⁴⁵	広告主及びパブリッシャーに対し、その求めに応じて、無償で、ゲートキーパーのパフォーマンス測定ツールへのアクセス、及び広告枠の独自の検証に必要なデータを提供すること
データポータビリティの確保 ⁴⁶	エンドユーザー等が関連するコアプラットフォームサービスの利用等により生成・提供したデータ等を他のプラットフォームに移行するための機能やツールを無償で提供すること
データへのアクセス可能化 ⁴⁷	ビジネスユーザーに対し、その求めに応じて、無償で、当該ビジネスユーザー及び当該ビジネスユーザーの商品・サービスに関わるエンドユーザーがコアプラットフォームサービスを使用することに関連して提供・生成されたデータ ⁴⁸ へのアクセスを提供し、利用できるようにすること
検索関連データへのアクセス可能化 ⁴⁹	オンライン検索エンジンを提供するサードパーティに対し、その求めに応じて、公正、合理的、かつ無差別な(FRAND)条件で、そのオンライン検索エンジン上でエンドユーザーの行った無償又は有償での検索に関する匿名化されたランキング、クエリ、クリック・ビュー等のデータへのアクセスを提供するようにすること

⁴⁰ ただし、ゲートキーパーによって真に正当化される限り、厳格に必要なかつ比例的な範囲等で、以下の措置を採ることは妨げられません。

- ・ サードパーティのアプリやアプリストアが、当該ゲートキーパーのハードウェアや OS の完全性を危うくしないことを担保するための措置
- ・ サードパーティのアプリやアプリストアに関してエンドユーザーが実効的にセキュリティを保護できるようにするための措置(デフォルト設定は除く。)

⁴¹ 前文(51)-(52)、6条5項。P2B規則5条に関連して公表された検索順のガイドラインも参考になるとされています<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020XC1208%2801%29>>。

⁴² 前文(53)-(54)、6条6項。

⁴³ 前文(55)-(57)、6条7項。

⁴⁴ ただし、ゲートキーパーによって真に正当化される限り、厳格に必要なかつ比例的な範囲等で、相互運用性が当該ゲートキーパーの OS、仮想アシスタント、ハードウェア、又はソフトウェアの完全性を損ねないことを担保するための措置を採ることは妨げられません。

⁴⁵ 前文(58)、6条8項。

⁴⁶ 前文(59)、6条9項。

⁴⁷ 前文(59)-(60)、6条10項。

⁴⁸ データには個人データも含まれますが、個人データの提供がなされるのは、当該データが当該ビジネスユーザーの商品・サービスのエンドユーザーによる利用に直接結びついたものであり、かつ、当該エンドユーザーが個人データの共有に同意を与えた場合に限られます。

⁴⁹ 前文(61)-(62)、6条11項。

アプリストア等へのアクセスに関するFRAND条件の適用 ⁵⁰	ビジネスユーザーに対し、ゲートキーパーのアプリストア、オンライン検索エンジン、又はオンラインSNSへのアクセスを公正、合理的、かつ無差別な(FRAND)条件で認めること
不当な解除条件の設定の禁止 ⁵¹	コアプラットフォームサービスの提供終了に関して不当な一般的な条件(追加料金等)を課してはならないこと

(3) 7条の定める義務

さらに、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを提供するゲートキーパーは、以下の義務を負い得ることにもなりますが、こちらも、その具体的な遵守方法については、ゲートキーパーによる一定の関与の下、欧州委員会が更に具体化することができるかとされています⁵²。また、相互運用が可能なものとするべき対象は、番号非依存型個人間コミュニケーションの基礎的な機能に限定されており、相互運用可能なものとするべき基礎的な機能の範囲も、コアプラットフォームとして指定された時点から、2年を経過した段階、4年を経過した段階と、段階的に拡大することが予定されるに留まっています⁵³。

規制概要	義務の内容
メッセージングサービスの相互運用 ⁵⁴	番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを提供する場合に、他のコミュニケーションサービスを提供する事業者からの要求に応じて、必要な技術インターフェース等が無償で提供することにより、その基礎的な機能を相互運用が可能なものとする

(4) 企業結合に関する義務等

ゲートキーパーは、それがEU又はEU加盟国の企業結合規則上の届出要件を満たすか否かにかかわらず、欧州委員会に対して、コアプラットフォームサービス、又はデジタル業界における若しくはデータの収集を可能にする他のサービスを提供する事業者との間でのあらゆる企業結合について、契約の締結、公開入札の告示又は支配権の獲得後、実行するよりも前に、一定の事項を通知する義務を負い⁵⁵、欧州委員会はこれらの情報をEU加盟国の競争当局に提供することが想定されています⁵⁶。

スタートアップの買収を禁止するなどといった形でのいわゆるキラーアキュイジション規制(killer acquisition, nascent competitor acquisition ともいいます。)が導入されたわけではありませんが、2022年7月13日に欧州一般裁判所により下された判決により、欧州委員会は、EU又はEU加盟国の企業結合規則上の届出要件を満たさない企業結合であっても、EU加盟国間の取引に影響があり、関係するEU加盟国内の競争に著しい影響を生じるおそれがある場合には審査を行う権限を有する旨が確認されており⁵⁷、今後、DMAによる情報収集と当該権限とを組み合わせた審査が行われる可能性があります。

なお、ゲートキーパーに指定されてから6ヶ月以内に、ゲートキーパーは、消費者プロファイリングのための全ての技術に関する独立監査済の説明を欧州委員会に対して提出することも求められます。当該説明の概要は公開した上で年1回以上更新する必要もあります⁵⁸。

⁵⁰ 6条12項。

⁵¹ 前文(63)、6条13項。

⁵² 8条2項・3項・5項・6項。

⁵³ 7条2項。

⁵⁴ 前文(64)、7条1項。

⁵⁵ 14条1項・3項。

⁵⁶ 前文(71)。

⁵⁷ <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=262846&doclang=EN>

⁵⁸ 15条1項・3項。

4 エンフォースメント

DMA のエンフォースメントは、基本的に欧州委員会が担います⁵⁹。

まず、欧州委員会は、以下の場合に、市場調査を実施することができます。

- ・ ①ゲートキーパー指定に関する要件の充足を推定する定量的基準を満たさないコアプラットフォームサービスの提供事業者、若しくは②ゲートキーパー指定に関する要件の充足を推定する定量的基準を満たすものの、ゲートキーパー指定に関する要件は充足しないと十分に立証された主張を提示して反証したコアプラットフォームサービスの提供事業者をゲートキーパーとして指定すべきか、又は指定の際に列挙すべきコアプラットフォームサービスを特定すべきか精査する場合⁶⁰。
- ・ 組織的な違反への関与を精査する場合⁶¹。市場調査の結果、5条から7条までに規定される義務に組織的に違反し、かつ、ゲートキーパー指定に関する要件との関係でゲートキーパーとしての地位を維持、強化、拡大させたことが認められた場合には、欧州委員会は、DMA の実効的な遵守を確保するために相当かつ必要な範囲で行動的又は構造的な問題解消措置を課す実施法行為を採択することができる⁶²。8年以内にコアプラットフォームサービスに関して欧州委員会から3回以上の違反決定が出されている場合には、DMA5条から7条までの義務に関する組織的な違反に関与しているものとみなされる⁶³。
- ・ デジタルセクターのサービスをコアプラットフォームサービスに追加すべきか精査する、又はコアプラットフォームの競争可能性を損なう又は不公正であって DMA により効果的に対処されていない慣行を検出する場合⁶⁴。

さらに、欧州委員会は、DMA に基づく業務を実行するために、以下の権限等を有します⁶⁵。

- ・ 情報提供要求⁶⁶
- ・ 面談及び聴取⁶⁷
- ・ 検査・実査⁶⁸

ゲートキーパーが5条から7条までの義務等に違反したと判断された場合、欧州委員会は、ゲートキーパーに対して、前会計年度の全世界での売上高の10%を超えない範囲で課徴金を課すことができます⁶⁹。さらに、5条から7条までの義務に関し、8年以内に欧州委員会から認定された違反行為と同様又は類似の違反を同一のコアプラットフォームサービスに関して繰り返した場合には、欧州委員会は、前会計年度の全世界での売上高の20%を超えない範囲での課徴金を課すことができます⁷⁰。

⁵⁹ 加盟国は、DMA が定める事項について、より重たい義務を課すことはできませんが、DMA が定めていない事項で、ゲートキーパーとしての地位に由来するものでない事項については別途義務を課すことができます(1条5項)。加盟国内には既に DMA よりも進んだ取り組みをしている加盟国もあるともされており、今後両者でどのような調整が図られるかは不透明です。

⁶⁰ 17条1項・3項。

⁶¹ 18条1項。

⁶² 18条1項。

⁶³ 18条3項。

⁶⁴ 19条1項。

⁶⁵ なお、これらの調査権限は DMA の更新及びレビュー等を目的として行う市場調査の実施のためにも行使すべきであるとされています(前文(80))。

⁶⁶ 21条。

⁶⁷ 22条。

⁶⁸ 23条。

⁶⁹ 30条1項。

⁷⁰ 30条2項。

5 施行日等

DMA は、EU 加盟国内における国内実施法の制定を待たずして当該各国に自動的に適用される規則(Regulation)として制定されていますので、EU 加盟国の国内法動向にかかわらず、EU 官報に掲載されてから 20 日後に発効し、DMA が発効して 6 ヶ月後(2023 年 4 月頃)から施行されることとなります⁷¹。

もっとも、DMA の施行後直ちに、コアプラットフォームサービスを提供していると考えられる事業者が DMA 上の義務を遵守する必要が生じるわけではなく、そのような事業者が DMA 発効後 2 ヶ月以内に欧州委員会に対してその旨及び関連情報の通知を行った上で、欧州委員会が 45 営業日以内に当該事業者をゲートキーパーとして指定するかを決定し、具体的に規制対象となるコアプラットフォームサービスを指定することになります⁷²。その上で、原則として 6 ヶ月の猶予期間の後、当該コアプラットフォームサービスに関して 5 条から 7 条までに記載された義務が生ずることになります⁷³。したがって、コアプラットフォームサービスを提供していると考えられる事業者が、5 条から 7 条までに記載された義務に基づく措置を実際に行うこととなるのは、2024 年頃となるのではないかと予想されます。

6 日本企業への影響

DMA は、コアプラットフォームサービスが現に行っている多くの取引慣行に対して見直しを迫るものとなっているため、EU 域内に拠点を有する日本のビジネスユーザーとしては、それらのコアプラットフォームサービスに対してどのような改善や見直しを求めることで、自らの事業に活用できるのかを確認しておくことが重要になると考えられます。その際には、DMA 単独ではなく、P2B 規則や、Data Act 案のような他の関連性が高い EU 法制上の規律も踏まえて、総合的に、どのような改善や見直しを求めることができるのかを検討することが有効でしょう。また、ゲートキーパーがグローバルにサービスを展開している場合には、今後、DMA の影響を受けた取引慣行が日本を含む地域に対してグローバルに適用されていく可能性があります。このような可能性を踏まえると、EU 域内に拠点を有していない日本企業であっても、ゲートキーパーに指定され得るような事業者との取引がある日本企業にとっては、自社を取り巻く取引環境の変化を予測する観点から、DMA に基づく各種義務の履行状況を注視していくことが有益なこともあると思われます。もちろん、日本企業の中でも、コアプラットフォームサービスに該当するおそれのあるデジタルサービスを提供している場合には、ゲートキーパーの指定を受ける現実的な可能性等を精査しておくことが必要です。

また、DMA は、日本の競争法政策の動向に影響を与えることで、端的に日本における取引環境を左右する可能性も含んでいます。第一に、日本でも、相互運用性の確保等について、既に DMA のような規律を導入すべきかどうかに関する議論は始まっており⁷⁴、実際にモバイル OS に関しては、DMA で採用されたような一定の行為を禁止してブラックリスト化するタイプの「事前規制」を念頭に置いた規制の検討が進んでいます⁷⁵。第二に、DMA に定められた義務の中でも、とりわけデジタル広告やニュースメディアを巡る広告主及び媒体社にとっての透明かつ公正な競争環境の確保については、日本でも各種報告書⁷⁶のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律⁷⁷及び独占禁止法⁷⁸を用いた部分的な対処が進んでいます。

⁷¹ 54 条。

⁷² 3 条 3 項・4 項・9 項。

⁷³ 3 条 10 項。

⁷⁴ https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/030_honbun.html、
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625_data.html

⁷⁵ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi_wg/dai38/siryou2.pdf

⁷⁶ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210217.html>、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai5/index.html>

⁷⁷ <https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220705002/20220705002.html>

⁷⁸ <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r4/r3nendomokuji/r3nendo01.html>。例えば、神戸イノベーション科研が主催する「ニュースメディアとデジタルプラットフォーム」と題する連続研究会では、世界各国の競争法研究者や当局関係者が登壇するオープンなフォーラムでの先駆的な議論・研究が進んでいるようです<<https://sites.google.com/view/kobeuni-platform-kaken/newsmedia>>。

第三に、企業結合に関しても、公正取引委員会は、届出要件を満たさない企業結合であっても、一定の取引規模等の条件を満たす買収を行う場合は、事前に相談することを推奨しています⁷⁹。日本の独占禁止法には市場支配的地位の存在を要件としない不公正な取引方法規制が定められており、近時デジタル経済の分野で活発に適用されていること一つをとってみても⁸⁰、日本は必ずしもDMAの提案に至った背景事情をEUと完全に共有できるわけではないかもしれないものの、こうしたハーモナイゼーションの観点からも、DMAの今後の適用状況等を注視していくことは有益であると考えられます⁸¹。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなっったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁷⁹ <https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html>

⁸⁰ この他にも、例えば自社優遇については、あくまでも市場における個別の効果を検証する必要がある旨の分析が公表されていまず<https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/disucussionpapers/r4/index_files/CPDP-89-2-J.pdf>。なお、日本において、こうした経済学の見地から個別具体的な市場効果の検証の必要性が指摘され、一律に規制することは適当ではない旨が示された最近の例としては、パーソナライズドプライシングの例が見当たります<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital/210331digital_hokokusho.pdf>。

⁸¹ EUにおけるデジタル経済の競争基盤に関係する法令としては、EUにおける半導体戦略を定めた Chips Act の提案も重要な動向になると考えられます<<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/european-chips-act-communication-regulation-joint-undertaking-and-recommendation>>。